

# 定 款

公益社団法人 香川県畜産協会

# 公益社団法人香川県畜産協会 定款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人香川県畜産協会と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県高松市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目 的)

第3条 この法人は、畜産経営の安定向上と良質な畜産物の生産、消費等の事業を推進して、畜産の振興に寄与し、もって国民への安全で安心な畜産物の安定的供給に資することを目的とする。

### (事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 畜産の経営及び技術の改善指導に関する事業
- (2) 畜産物の生産から消費に係る総合的な指導に関する事業
- (3) 肉用子牛生産安定等特別措置法に基づく生産者補給金の交付に関する事業
- (4) 畜産経営の安定のための肥育牛に係る生産者積立金の積立・補填金の交付に関する事業
- (5) 家畜及び畜産物の価格安定に関する事業
- (6) 家畜及び畜産物の衛生指導並びに防疫に関する事業
- (7) 原料牛乳の検査及び乳質改善支援に関する事業
- (8) 畜産に関する調査及び研究に関する事業
- (9) 畜産の啓発及び情報提供に関する事業
- (10) 前各号に掲げる事業に関連する補助事業及び受託事業

2. 前項の事業は、香川県内において行うものとする。

## 第3章 会 員

### (種 別)

第5条 この法人に次の会員を置き、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

正会員 この法人の目的に賛同して入会した団体

### (入 会)

第6条 この法人に入会しようとする者は、入会申込書を会長理事に提出し、理事会の承認を得なければならぬ。

2. 理事会は、その可否を決定し、これを通知する。

### (会 費)

第7条 会員は、総会において定める会費を支払わなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、この法人の事業に関し密接な協力関係にある団体で、総会で議決された場合には、会費の納入を要しない。

### (任意退会)

第8条 会員は、所定の退会届を会長理事に提出し、任意に退会することができる。

### (除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において出席する会員の4分の3以上の議決によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款、その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2. 前項の規定により会員を除名しようとするときは、総会の日の1週間前までに当該会員に通知し、かつ総会で弁明の機会を与えるなければならない。
3. 会長理事は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。  
(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 正当な理由なく、会費を1年以上滞納したとき。
- (2) 総会員の同意があったとき。
- (3) 会員である団体が解散したとき。  
(拠出金品の不返還)

第11条 この法人を退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の会員としての義務に基づく金品はこれを返還しない。

#### 第4章 総 会

##### (構 成)

第12条 総会は、会員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

##### (権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準ならびに会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書並びに財産目録の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 事業の全部または一部の譲渡
- (8) 解散及び残余財産の帰属の決定
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

##### (開 催)

第14条 総会は、定期総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時総会とし必要がある場合に開催する。

##### (招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長理事が招集する。

2. 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長理事に対して、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

##### (議 長)

第16条 総会の議長は、会長理事がこれにあたる。

2. 会長理事が欠けたとき又は事故あるときは、専務理事が総会の議長となる。

##### (議決権)

第17条 総会における議決権は、会員1名につき各1個とする。

##### (決 議)

第18条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4. 総会に出席できない会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長理事に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては前3項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及びその会議において選任された議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

3. 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

## 第5章 役 員

(役員の設置)

第20条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 13名以上18名以内

(2) 監事 3名以内

2. 理事のうち、1名を会長理事とする。

3. 会長理事以外の理事のうち、1名を副会長理事、1名を専務理事、2名以内を常務理事とする。

4. 前項の会長理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する代表理事とし、前項の専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2. 会長理事、副会長理事、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3. 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより業務執行の決定に参画する。

2. 会長理事は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3. 専務理事は、会長理事を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長理事が欠けたとき、又は事故あるときは、会長理事の業務執行に係る職務を代行する。

4. 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。また、専務理事が欠けたとき又は事故あるときは、理事会があらかじめ決定した順序によって、その職務を代行する。

5. 会長理事、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3. 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した理事及び監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4. 理事又は監事については、再任を妨げない。
5. 理事又は監事が第20条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。

2. 前項の規定にかかわらず、役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

(損害賠償責任の免除)

第27条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

(競業及び利益相反取引の制限)

第28条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のためにこの法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
  - (2) 理事が自己又は第三者のためにこの法人と取引をしようとするとき。
  - (3) この法人が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間において、この法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
2. 前項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

## 第6章 理 事 会

(理事会の設置)

第29条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第30条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長理事、副会長理事、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招 集)

第31条 理事会は、会長理事が招集する。

(議 長)

第32条 理事会の議長は、会長理事がこれにあたる。

(決 議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 会長理事及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 会 計

### (事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画及び収支予算並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長理事が作成し、理事会の承認を受けなければならぬ。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### (事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、3箇月以内に、会長理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時総会に提出し、第1号から第2号までの書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

#### (1) 事業報告

#### (2) 事業報告の附属明細書

#### (3) 貸借対照表

#### (4) 正味財産増減計算書

#### (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

#### (6) 財産目録

2. 第1項の規定により報告又は承認された書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### (1) 監査報告

#### (2) 役員の名簿

#### (3) 役員の報酬等の基準を記載した書類

#### (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3. 定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

4. 前2項の規定にかかわらず、役員の名簿及び会員名簿の記載事項のうち、個人の住所については一般の閲覧に供しないものとする。

5. 貸借対照表は、定時総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

## 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

2. 第1項の規定にかかわらず、第40条の規定はこれを変更することができない。

### (解散)

第39条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

### (公益認定取り消し等に伴う贈与)

第40条 この法人が公益認定の取り消し処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### (剰余金の処分制限)

第41条 この法人は、剰余金の配分をすることはできない。

### (残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会決議を経て、公益社団法人及

び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

### (公 告)

第43条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 事務局

### (設置等)

第44条 この法人に事務局を置き、職員の任免は、会長理事が行う。ただし、重要な職員については、理事会の決議を経て会長理事が行う。

2. 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、会長理事が別に定める。

## 第11章 そ の 他

### (委 任)

第45条 この定款に定めるもののほか、この定款の執行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長理事が定める。

## 附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の代表理事は、宮武利弘とする。
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。